により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

16　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第２項第17号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社をいう。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）